横須賀市放課後児童クラブ物価高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

（総則）

第１条　放課後児童クラブ物価高騰対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の８第２項の規定により放課後児童健全育成事業開始届（以下「開始届」という。）を横須賀市長に提出している団体とする。

（補助金額）

第３条　令和４年３月31日以前に開始届を横須賀市長に提出した団体にかかる補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象者ごとに別表１に掲げる算定式により算定した額（1,000円未満の端数があった場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

２　令和４年４月１日以降に開始届を横須賀市長に提出した団体、及び令和４年４月１日以降に事業所を移転した団体にかかる補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象者ごとに別表２に掲げる算定式により算定した額（1,000円未満の端数があった場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

（申請書の添付書類）

第４条　規則第４条第３号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとし、同条第１号及び第２号に規定する書類は省略するものとする。

（１）　令和５年度における補助対象者の光熱費及び食材費（おやつ代）の額が確認できる書類。ただし、令和４年４月１日以降、新規開設、移転した団体に限る。

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（申請期間）

第５条　申請書の提出期間は、令和６年１月 15 日から同 31 日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（書類等の保管）

第６条　規則第８条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他の事項）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年８月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の横須賀市放課後児童クラブ物価高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱別表１及び別表２の規定は、令和５年10月から令和６年３月までの間の補助金の額の算定について適用し、この期間前の補助金の額の算定については、従前の例による。

別表１（第３条第１項、第４条関係）

補助金算定式	・光熱費 令和３年度年間光熱費（注１）×１／２×物価上昇率（注４） ・食材費（おやつ代） 令和３年度月間食材費（おやつ代）（注２）×６月×児童数（注３）×物価上昇率（注４）

注１　光熱費とは、電気、ガスその他これに類するものの各使用料をいう。

注２　食材費(おやつ代)とは、利用児童に提供するおやつに要する費用をいう。

注３　児童数は、令和５年10月１日現在の登録児童数とする。

注４　物価上昇率は、次のとおりとする（神奈川県提供資料の物価上昇率（令和３年７月：令和５年９月）を使用）。

（１）光熱費　10.0％

（２）食材費（おやつ代）　15.5％

別表２（第３条第２項、第４条関係）

補助金算定式	・光熱費 令和５年度月間光熱費（注１）÷（１＋物価上昇率（注４））×６月×物価上昇率（注４） ・食材費（おやつ代） 令和５年度月間食材費（おやつ代）（注２）÷（１＋物価上昇率（注４））×６月×児童数（注３）×物価上昇率（注４）

注１　光熱費とは、電気、ガスその他これに類するものの各使用料をいう。

注２　食材費(おやつ代)とは、利用児童に提供するおやつに要する費用をいう。

注３　児童数は、令和５年10月１日現在の登録児童数とする。

注４　物価上昇率は、次のとおりとする（神奈川県提供資料の物価上昇率（令和３年７月：令和５年９月）を使用）。

（１）光熱費　10.0％

（２）食材費（おやつ代）　15.5％